

## 年金 1 (問題)

問題 1. 以下の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。(なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。)(20点)

(1) 確定給付企業年金において最低積立基準額を算定する際の予定利率に関する記述について空欄を埋めなさい。

確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- 一 平成十九年度 年率二・二〇パーセント(当該年率に〔①〕の数を乗じて得た年率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該〔②〕又は同項の当該〔③〕の過半数を代表する者の同意を得た場合(企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該乗じて得た年率を予定利率とすることについて当該企業年金基金の〔④〕した場合。次号において「〔②〕等の同意を得た場合」という。)にあつては、当該乗じて得た年率)
- 二 平成二十年度 年率〔⑤〕パーセント(当該年率に〔①〕の数を乗じて得た年率を予定利率とすることについて、〔②〕等の同意を得た場合にあつては、当該乗じて得た年率)

(2) 「適格退職年金契約の自主審査要領」と「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」の給付の格差に関する記述について空欄を埋めなさい。

### ○ 適格退職年金

一般に企業の退職金制度においては退職事由、職種、職階、〔⑥〕等により受給資格及び給付率(額)に格差を設けているが、適格年金契約においても、その格差が社会通念上妥当なものである場合には、不当差別に該当しないものとして取扱うことができる。

ただし、〔⑦〕の働く余地があると認められる場合は、不当差別に該当するのでこれらについて審査する。

### ○ 確定給付企業年金

給付の額は、〔⑧〕に応じて算定されるものであり、原則として、〔⑧〕が長くなるにもかかわらず給付の額が減少するものであってはならないこと。このため、〔⑨〕であっても、若年者に支給する額は年長者に支給する額に比して過大なものとならないこと。

加入者がその選択により掛金を負担しない場合においては、掛金を負担しない加入者の給付の額は、掛金を負担する加入者に比べて、当該 ⑩ に相当する程度の差を設けるものであること。

(3) 「確定給付企業年金法」および「確定給付企業年金法施行規則」の掛金の額の算定方法等に関する記述について空欄を埋めなさい。

○確定給付企業年金法

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、⑪ 的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

3 掛金の額は、規約で定めるところにより算定した額とする。

4 前項に規定する掛金の額は、次の要件を満たすものでなければならない。

一 加入者のうち特定の者につき、⑫ なものであってはならないこと。

二 ⑬ 又は給与に一定の割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法として厚生労働省令で定めるものにより算定されるものであること。

○確定給付企業年金法施行規則

第三十八条 法第五十五条第四項第二号の厚生労働省令で定める適正かつ合理的な方法は、次のとおりとする。

一 加入者の⑭ に一定の割合を乗ずる方法

二 加入者の⑮、年齢又は加入者が資格を取得したときの年齢に応じて額を定める方法

三 加入者の給与又は⑭ に、加入者の⑮、年齢又は加入者が資格を取得したときの年齢に応じて定めた割合を乗ずる方法

四 ⑬、給与に一定の割合を乗ずる方法及び前三号の方法のうち二以上の方法を組み合わせた方法

2 (省略)

(4) 「適格退職年金契約の自主審査要領」の「過去勤務債務等の洗替基準」に関する記述について空欄を埋めなさい。

○ 財政再計算を行うとき(経験予定脱退率を使用する契約で予定昇給率を使用しない契約にあっては、当該契約締結の時から5年以内の一定期間ごとの対応日から6ヵ月以内)及び基礎率の変更がある場合は、過去勤務債務等の洗替を行う。また、基礎率の変更がない場合であっても、次に掲げる場合において必要と認められるときは、過去勤務債務等の洗替を行うものとする。

イ 給付の増額、受給資格の緩和又は給付の種類を追加したとき。

ロ ⑯ 又は⑰ が行われるとき。

ハ  を追加又は除外するとき。

ニ 臨時拠出金を払い込む必要が生じたとき。

ホ 受益者等が企業型年金加入者となったため、又は既に企業型年金加入者である当該受益者等に係る適格年金契約に基づく給付の額の一部を当該企業型年金加入者の  に充てるため、給付の額を減額し、適格年金契約の  を行うとき。

ヘ その他過去勤務債務等の額が著しく増減すると見込まれるとき。

問題 2. 以下の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。(なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。)(20点)

(1) 確定給付企業年金の一部を確定拠出年金(企業型)へ移行する場合において、将来に係る勤務期間のみ移行する場合と過去勤務期間を含めて移行する場合のそれぞれについて、当該移行直後の財政決算において、移行直前の財政決算と比較して財政検証にどのような影響があるか、継続基準、非継続基準のそれぞれについて答えなさい。

(2) 日本アクチュアリー会及び日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に記載されている複数事業主制度における年金受給者等に係る退職給付債務の計算方法(帰属の仕方)について簡記しなさい。

(3) 確定給付企業年金において、簡易な基準に基づき掛金の額を計算する場合の要件について簡記しなさい。

(4) 確定給付企業年金法施行規則第 45 条第 1 項に「掛金の額は、標準掛金額、補足掛金額その他の掛金の額に区分して定められなければならない。」と規定されているが、「補足掛金額」に該当するものを 6 つ列挙しなさい。

問題 3. 以下の (1) ~ (3) の各問に答えなさい。(なお、解答は解答用紙の所定の欄に記入すること。)(20点)

A社は適格退職年金を実施しており、平成21年10月1日を目処に確定給付企業年金へ移行する方向で検討を行っている。A社の適格退職年金の給付設計及び直前の財政決算は次のとおりである。なお、A社は、適格退職年金から確定給付企業年金への移行を権利義務の移転・承継による方法により行う方向で考えている。

< A社の適格退職年金の給付設計 >

- ・移行形態：退職金制度の70%移行
- ・加入資格：入社即時
- ・受給資格：年金給付は、勤続10年以上かつ満50歳以上の定年退職及び定年前生存退職  
一時金給付は、勤続3年以上かつ満50歳以上の定年退職及び定年前生存退職
- ・定年年齢：60歳
- ・年金支給期間：15年確定年金（退職日の翌月から支給開始）
- ・年金給付利率：4.0%

< A社の適格退職年金の直前の財政決算 >

- ・年金資産：27億円
- ・過去勤務債務等の現在高：12億円
- ・責任準備金：39億円（うち加入者分32億円、受給権者分7億円）
- ・予定利率：4.0%
- ・加入者数等：加入者800名、受給権者100名

(1) A社は、適格退職年金を確定給付企業年金へ移行するにあたり、年金受給資格をできる限り変更したくないと考えている。確定給付企業年金における老齢給付金及び脱退一時金の受給資格について、想定できる設定案を3つ示し、あわせて各選択肢の留意点を簡記しなさい。

(2) A社は、退職金制度の一部を確定拠出年金（企業型）へ移行することも検討している。A社にとって、現時点での確定拠出年金への移行方法は、次の3つが考えられる。

- ① 適格退職年金の積立金の一部を確定拠出年金（企業型）へ移行（残りを確定給付企業年金へ移行）
- ② 確定給付企業年金へ移行した上で、確定給付企業年金の積立金の一部を移行
- ③ 退職一時金（退職金制度のうち適格退職年金または確定給付企業年金へ移行していない部分）の一部を移行

ここで、各移行方法について、(ア) 各加入者の個人別管理資産に充てることができる額（移換相当額）に関する法令上の要件 (イ) 企業年金の過去勤務債務または積立金（移換相当額の合計額を除く）に関する法令上の要件 (ウ) 企業年金加入者に対する同意手続きに関する法令上の要件を簡記しなさい。

(3) A社は、確定給付企業年金移行後に、追加掛金が生じる可能性を出来る限り抑制したいと考えている。A社の確定給付企業年金の給付設計及び財政運営について、退職金制度も含めて、アクチュアリーとしてどのようなアドバイスをするべきか、留意点も含め、簡記しなさい。なお、解答にあたっては、以下の視点も含めること。

- ・確定給付企業年金における予定利率、及び過去勤務債務の償却期間の設定について
- ・(2)を踏まえた確定拠出年金への移行について

問題 4. 確定給付企業年金における予定利率について、以下の (1) ~ (3) の各問に答えなさい。

なお、解答にあたって (1) の①~④の各利率について略称を用いる場合は、それぞれ【 】内の語を用いること。(解答は汎用の解答用紙に記入すること。)(40点)

- (1) 確定給付企業年金および退職給付会計における以下の①~④の各利率について、それぞれの利率の設定に関する法令上の要件(④については日本アクチュアリー会及び日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」で定める基準)について述べなさい。また、①~④の各利率について、その役割・目的を述べなさい。(解答用紙は1枚以内とすること)
  - ①確定給付企業年金における掛金の額の計算に用いる予定利率【予定利率】
  - ②確定給付企業年金における最低積立基準額の計算に用いる予定利率【非継続利率】
  - ③確定給付企業年金における掛金の額の計算に用いる予定利率の下限【下限予定利率】
  - ④退職給付会計における退職給付債務の計算に用いる割引率【割引率】
- (2) (1)の②~④との関連を踏まえ、「① 確定給付企業年金における掛金の額の計算に用いる予定利率」の現状の取り扱いについての問題点の有無を述べなさい。また、問題点があると考えられる場合は、具体的な内容とそうように考える理由について述べなさい。(解答用紙は(2)と(3)で合計2枚以内とすること)
- (3) (2)で問題点があると考えられる場合にはそれをどのように改善すべきかについて具体的方策とそうように考える理由を述べなさい。逆に、問題点がないと考える場合には、そうように考える理由を述べなさい。

## 年金 1 解答例

### 問題 1

(1)	①	0.8以上1.2以下
	②	労働組合
	③	被用者年金被保険者等
	④	代議員会において議決
	⑤	2.27
(2)	⑥	学歴
	⑦	事業主の恣意性
	⑧	加入者期間
	⑨	障害給付金
	⑩	掛金の拠出額

(3)	⑪	定期
	⑫	不当に差別的
	⑬	定額
	⑭	給与に類するもの
	⑮	性別
(4)	⑯	法人の合併 (⑯⑰順不同)
	⑰	営業譲渡 (⑯⑰順不同)
	⑱	共同委託者 (結合子会社)
	⑲	個人別管理資産
	⑳	資産の移換

## 問題2

(1) 次の内容が簡記されていればよい。

- ・ 将来期間のみ移行の場合

継続基準 … 当該移行計算時に不足金がある場合は、継続基準上の不足金は解消されるため、不足金の状態であるか否かにかかわらず、直後の財政検証では継続基準を満たす可能性が高いと考えられる。

非継続基準 … 標準掛金が減少し、資産の伸びが減少するが、一方で最低積立基準額の伸びも減少するため、影響は限定的と考えられる。なお、当該移行時に特別掛金が設定される場合は当該特別掛金は非継続基準の積立比率が向上する要因となると考えられる。

- ・ 過去期間を含めて移行する場合

継続基準 … 当該移行計算時に不足金がある場合は、継続基準上の不足金は解消されるため、不足金の状態であるか否かにかかわらず、直後の財政検証では継続基準を満たす可能性が高いと考えられる。

非継続基準 … 当該移行時に最低積立基準額もしくは数理債務のいずれか高い額まで資産額が不足する場合、当該不足分を一括拋出するため、直後の財政検証では非継続基準を満たす可能性が高いと考えられる。

(2) 次の内容が簡記されていればよい。

退職給付会計に係る実務基準 5.3 より、

各年金受給者等に係る退職給付債務については、原則として脱退時に属していた事業主の債務とみなすものとする。

ただし、脱退時の事業主に帰属させることが適当でなかったり、あるいは消滅等によって帰属させるべき事業主が存在しないなどの場合には、以下に例示する方法等により、各事業主に属する年金受給者等に係る退職給付債務とすることができるものとする。

(1) 年金財政計算における数理債務から未償却過去勤務債務を控除した額のうち加入員に係る額について、制度全体の額と当該事業主の加入員に係る額との比率を計算し、当該比率により年金受給者等に係る退職給付債務の総額を按分して得られた額を、当該事業主の年金受給者等に係る退職給付債務とする。

(2) 年金財政計算における数理債務のうち加入員に係る額について、制度全体の額と当該事業主の加入員に係る額との比率を計算し、当該比率により年金受給者等に係る退職給付債務の総額を按分して得られた額を、当該事業主の年金受給者等に係る退職給付債務とする。

(3) 当該制度で定められている年金財政計算により発生した過去勤務債務の事業主の負担割合により、年金受給者等に係る退職給付債務の総額を按分して得られた額を、当該事業主の年金受給者等に係る退職給付債務とする。



なお、当該計算方法の設定にあたっては、その影響等について依頼者に十分な説明を行っておくことが必要である。

(注)「年金財政計算における数理債務」とは、年金制度における将来の給付現価から将来の標準掛金による収入現価を控除した額をいう。

(3) 次の内容が簡記されていればよい。

(確定給付企業年金法施行規則第52条)

計算基準日における加入者の数が三百人に満たない確定給付企業年金の掛金の額は、第四十三条の規定にかかわらず、次に定めるところにより計算することができる。

- 一 基礎率のうち予定利率及び予定死亡率のみを用いること。ただし、給付の額が令第二十四条第一項第三号の方法により計算される場合（第二十五条の規定により令第二十四条第一項第三号の方法を組合せている場合を含む。）にあつては、同号の再評価に用いる指標の予測を用いること。
- 二 予定利率は、下限予定利率以上四・〇パーセント以下の範囲内とすること。
- 三 予定死亡率は、第六十二条第一号ロに規定する予定死亡率とすること。
- 四 令第二十四条第三項の給付の額の改定を行わないこと。
- 五 障害給付金を支給しないこと。
- 六 遺族給付金を支給する場合にあつては、当該遺族給付金の額は、老齢給付金の保証期間の残存期間において支給する給付の額の現価に相当する額又は脱退一時金（法第二十九条第一項第二号に規定する脱退一時金をいう。以下同じ。）の額以下となっていること

(4) 以下の内容が簡記されていればよい。

- ・ 確定給付企業年金法施行規則第46条に基づく「過去勤務債務の額に係る掛金の額（特別掛金額）」
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第47条に基づく「次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金の額（特例掛金）」
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第59条に基づく「非継続基準の財政検証における積立不足に伴い拠出すべき掛金の額（特例掛金）」
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第64条に基づく「積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合の掛金の額（臨時掛金）」
- ・ 確定給付企業年金法施行規則第88条に基づく「実施事業所の減少に係る掛金」
- ・ 確定給付企業年金法施行令第91条に基づく「積立金の一部を確定拠出年金へ移換する場合の積立不足に係る掛金」

### 問題 3

(1) 現行制度の年金受給資格要件を出来る限り存続する方向で検討すると以下の①～③案が想定される。なお、他の観点での解答であって論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

①老齢給付金：勤続 10 年以上かつ 60 歳到達、及び勤続 10 年以上かつ 50 歳以上の退職。

脱退一時金：勤続 3 年以上の退職。

<留意点>現行の年金受給資格はそのまま確保されるが、勤続 3 年以上 50 歳未満で退職した者に新たに受給資格が付与されることとなり掛金が増加する可能性が高い。また、勤続 10 年以上かつ 50 歳未満で退職した者が 60 歳まで線下を選択すれば、老齢給付金の受給資格が新たに付与されることとなる。

②老齢給付金：勤続 20 年以上かつ 60 歳到達、及び勤続 20 年以上かつ 50 歳以上の退職。

脱退一時金：勤続 3 年以上の退職。

<留意点>勤続 10 年以上かつ 50 歳未満で退職した者が線下げしても老齢給付金の受給資格を付与しない案。勤続 10 年以上勤続 20 年未満かつ 50 歳以上 60 歳未満で退職した者については、即時開始年金の受給資格が付与されなくなるため、給付減額の手続きが必要となる。

③老齢給付金：適年からの権利義務承継者は適年制度のまま。それ以外の者は、勤続 20 年以上かつ 60 歳到達、及び勤続 20 年以上かつ 50 歳以上の退職。

脱退一時金：適年からの権利義務承継者は適年制度のまま。それ以外の者は勤続 3 年以上の退職。

<留意点>掛金増加を抑制するため、移行日以前に入社した者のみ現行の年金受給資格を適用する案。移行日以前に入社した者と移行日以後に入社した者の人事処遇制度が同一である場合、年金受給資格に差異があることに、従業員の納得が得られない可能性があると考えられる。

(2)

①適格退職年金の積立金の一部を確定拠出年金（企業型）へ移行

(ア) ・制度全体での確定拠出年金（企業型）への移換額は、適格退職年金の一部契約解除に伴い、事業主に返還される額

・個人単位での移換額は、事業主に変換される額について、適格退職年金の規約で定める方法によって分配される額

・本人負担分の移換に同意しない場合にあっては当該本人負担分を除く

(イ) ・適格退職年金の過去勤務債務等は、過去勤務債務等に係る掛金として一括拠出する方法、もしくは給付減額により解消する方法（減額部分に係る要留保額は積立不足に充当）のいずれかによって解消する必要がある。

(ウ) ・適格退職年金の給付減額を実施することから、加入者の 2 / 3 以上の同意及び加入者の 1 / 3 以上で組織する労働組合の同意（加入者の 2 / 3 以上で組織する労働組合の同意で代替可）が必要

②確定給付企業年金へ移行した上で、確定給付企業年金の積立金の一部を移行

(ア) ・移換相当額は、規約変更日における制度変更前後の最低積立基準額の差額

・本人負担分の移換に同意しない場合にあっては当該本人負担分を除く

(イ) ・積立金（各加入者の移換相当額を除く）は、規約変更日における数理債務及び規約変更

日における最低積立基準額のいずれも下回らない額。下回る場合は掛金として一括拋出が必要。

- (ウ) ・① (ウ) の同意に加えて、移換加入者となるべき者の1 / 2以上の同意、及び移換加入者となるべき者以外の1 / 2以上の同意が必要

③退職一時金の一部を移行

- (ア) ・移行日前後の退職金規程における自己都合退職金の差額
- (イ) ・要件なし
- (ウ) ・要件なし

(3)

例えば、次のような観点での解答が考えられる。

また、他の観点での解答であって論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

- ・追加掛金が生じる可能性を抑制するには、確定給付企業年金の運用資産の期待リターンを引き下げ、運用リスクを抑制するべきであろう。したがって予定利率を引き下げるべきである。
- ・予定利率の引き下げに伴い年金給付利率も引き下げを検討するべきであろう。(給付減額に該当し、所要の手続きが必要となる)
- ・将来的に、さらに掛金変動を抑制する観点からは、DC移行が最も効果がある。移行原資を退職給付のどの部分とするかについては、従業員の老後所得保障の観点から検証を行うべきである。なお、(2)を踏まえると、DC移行は③⇒①⇒②の順序でハードルが高くなる。確定給付企業年金移行同時での導入が可能であれば①の方法が最もハードルが低い。確定給付企業年金移行同時での導入が困難ならば、確定給付企業年金移行同時では確定拠出年金移行相当分を減額し、退職一時金の割合を高めておき、将来的に③の方法により移行することも考えられる(給付減額に該当し、所要の手続きが必要となる)。
- ・上記のほか、キャッシュプランや擬似キャッシュプランも検討する余地がある。
- ・確定給付企業年金の過去勤務債務の償却期間の設定については、非継続基準の財政検証に留意するべきといえる。例えば、最低積立基準額算定の基礎となる最低保全給付の算定において、適格退職年金から権利義務承継する給付に対応する部分については、平成29年3月31日までの期間において段階的に認識することができるため、償却期間は、同日までに最低積立基準額の全額に相当する年金資産が確保されるよう設定を行う必要があると考えられる。最低積立基準額と数理債務の関係にもよるが、平成21年10月1日移行を前提とすると、償却期間は7年半がひとつの目安となる。

#### 問題4

- (1) 例えば、次のような観点での解答が考えられる。また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

##### <法令上の要件>

- ① 予定利率：積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。
- ② 非継続利率：当該事業年度の末日(当該事業年度の末日が1月1日から3月31日までの間にある場合にあっては、前事業年度の末日)の属する年前5年間に発行された国債(期間30年のものに限る。)の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とする。
- ③ 下限予定利率：直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として設定されたものであること。
- ④ 割引率：割引率の基礎とする「安全性の高い長期の債券の利回り」のうち、「長期」とは退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にする。

(注) 会計上の割引率とは現価計算に用いる利率のことをいう。なお、日本公認会計士協会から公表された「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(以下、「日本公認会計士協会の実務指針」という。)によれば、割引率の基礎としては、退職給付の支払時までの平均残存期間を対象にすることを原則としているものの、実務上の観点から、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基にすることも認められている。

##### <役割・目的>

- ① 予定利率：収支相等を前提とした掛金率の算定や長期的に健全な財政運営を可能とすること。
- ② 非継続利率：制度終了時における最低保全給付の市場価格(超長期のリスクフリー資産の利回り)による現価の算定を行うこと。
- ③ 下限予定利率：中長期的なリスクフリー資産の運用における利回りを下限とすることで、掛金の過大な損金算入を防ぐこと。
- ④ 割引率：比較可能性を前提とした適正な債務および費用の測定を行うこと。

- (2) (3) 予定利率の現状の取り扱いについて、自分なりの意見(所見)を入れて、問題点の有無や改善すべきであると考えられる点についての論述ができていれば良い。

但し、単なる知識の羅列に留まらず、自分の考え方を理路整然と記述していただきたい。

論点としては、例えば次のような事項があげられる。また、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。

- ・ 予定利率が非継続利率より高く設定される場合に生じる継続基準と非継続基準との不整合の問題点
- ・ 予定利率が下限予定利率を下回った場合の取り扱いの問題点(給付設計への影響など)
- ・ 予定利率と割引率との乖離が大きい場合の企業会計への影響
- ・ 予定利率が、期待運用収益率より高めに設定されている場合の背景と問題点

- ・ 予定利率を変更する際の問題点（企業の利益操作の可能性の是非など）
- ・ 短期的な利回りの変動への対応の問題点（厚生年金基金の単年度不足金に対する特例掛金などの措置の新設の是非など）
- ・ 予定利率の下限あるいは上限の設定に関する妥当性・必要性

以上